

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【公表番号】特表2000-516903(P2000-516903A)

【公表日】平成12年12月19日(2000.12.19)

【出願番号】特願平10-543554

【国際特許分類】

C 0 3 C 3/091 (2006.01)

C 0 3 C 3/085 (2006.01)

C 0 3 C 21/00 (2006.01)

【F I】

C 0 3 C 3/091

C 0 3 C 3/085

C 0 3 C 21/00 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成17年4月20日(2005.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】補正の内容のとおり

【補正方法】変更

【補正の内容】

手 続 補 正 書

平成17年4月20日

特許庁長官 小川 洋 殿

1. 事件の表示

平成10年特許願第543554号

2. 補正をする者

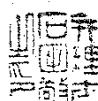
名称 サンゴバン ピトラージュ

3. 代理人

住所 〒105-8423 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル

青和特許法律事務所 電話 03-5470-1900

氏名 弁理士(7751)石田 敬



4. 補正対象書類名

請求の範囲

5. 補正対象項目名

請求の範囲

6. 補正の内容

請求の範囲を別紙のとおり補正します。

7. 添付書類の目録

請求の範囲

1通



請求の範囲

1. ガラスリボンにすることを意図するガラス組成物であつて、以下の成分を以下割合で含むことを特徴とするガラス組成物：

SiO_2 55～71重量%

Al_2O_3 >2重量%

MgO 4～11重量%

Na_2O 9～16.5重量%

K_2O 4～10重量%

2. $\text{Al}_2\text{O}_3 < 5$ 重量%、且つ $\text{MgO} > 8$ 重量%であることを特徴とする、

請求項1に記載のガラス組成物。

3. 重量割合で $\text{Na}_2\text{O}/\text{K}_2\text{O} < 1.8$ を満たすことを特徴とする、請求項1又は2に記載のガラス組成物。

4. アルカリ金属酸化物の重量割合の合計が23%未満であることを特徴とする、請求項1～3のうちの1つに記載のガラス組成物。

5. アルカリ度が15未満であることを特徴とする、請求項1～4のうちの1つに記載のガラス組成物。

6. 酸化ホウ素 B_2O_3 を2～4重量%の含有量で含有し、 Al_2O_3 含有量が10重量%超であることを特徴とする、請求項1～5のうちの1つに記載のガラス組成物。

7. Al_2O_3 の含有量が10重量%未満、且つ B_2O_3 含有量が2%未満であることを特徴とする、請求項1～5のうちの1つに記載のガラス組成物。

8. CaO が不純物の形でのみ存在することを特徴とする、請求項1～7のうちの1つに記載のガラス組成物。

9. 融解スズ浴にガラスをキャストするフロート法を使用してガラスリボンにできることを特徴とする、請求項1～8のうちの1つに記載のガラス組成物。

10. 膨張係数が $90 \times 10^{-7} \text{ }^{\circ}\text{C}^{-1}$ よりも大きいことを特徴とする、請求項1～9のうちの1つに記載のガラス組成物。

11. 徐冷温度 T_s が500℃を超えることを特徴とする、請求項1～10のうちの1つに記載のガラス組成物。

12. マトリックスが請求項1～11のうちの1つに記載の組成物の1つのものの条件を満たすガラス基材であって、フロートタイプのプラントで成形され、そしてカリウムイオン交換によって350℃～500℃の温度で少なくとも24時間処理されたことを特徴とする、ガラス基材。

13. マトリックスが請求項1～11のうちの1つに記載の組成物の1つのものの条件を満たすガラス基材であって、200ミクロンを超える表面交換深さまで表面イオン交換によって強化され、且つ400 MPaを超える圧縮表面応力を持つことを特徴とする、ガラス基材。

14. マトリックスが請求項1～11のうちの1つに記載の組成物の1つのものの条件を満たすガラス基材であって、50ミクロンを超える表面交換深さまで表面イオン交換によって強化され、且つ700 MPaを超える圧縮表面応力を持つことを特徴とする、ガラス基材。

15. ガラスをフロートタイプのプラントで成形し、そしてカリウムイオン交換によって350℃～500℃の温度で少なくとも24時間処理することを特徴とする、請求項12～14のうちの1つに記載のガラス基材を得る方法。

16. 積層複合窓ガラスの製造への請求項12～14のうちの1つに記載のガラス基材の使用。